

議案第1号

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例（平成14年杉並区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

（7）一般財団法人道路管理センター

第2条第2項第2号中「又は第28条の6第2項」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

一般財団法人道路管理センターを職員を派遣することができる団体とする必要がある。

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
 新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 一般財団法人道路管理センター</u></p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項_____に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>3 略</p>